

イラク被災民救援国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

イラク共和国（以下「イラク」という。）については、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）決議第678号、第687号及び第1441号を含む一連の関連安保理決議に基づき、本年3月20日、アメリカ合衆国等による武力行使が開始された。

その後、イラクにおける主要な戦闘は終結したものの、引き続き、イラク国内外で被災民が発生するとともに、イラクにおいては、水、食糧、保健医療サービス等が不足しており、住民の生活は大きな被害を受けていた。こうした状況を受け、同年5月22日、安保理において、イラクにおける人道支援、復旧及び復興の支援等を内容とする決議第1483号が採択され、国際連合の関係機関等によるイラク被災民救援のための活動が本格化した。

このような活動の一環として、国際連合の関係機関等の輸送を調整している世界食糧計画（以下「WFP」という。）から、我が国に対し、自衛隊による輸送協力が得られれば、それら国際機関等が行っている活動のための人道救援物資の輸送が一層効果的になるとして、ヨルダン・ハシェミット王国（以下「ヨルダン」という。）とイタリア共和国（以下「イタリア」という。）との間で人道救援物資の輸送協力を行うことについて要請がなされた。

我が国としては、イラク及びその周辺地域の平和と安全が我が国自身にとって重要であるとの考えに基づき、国際連合を中心とした国際平和のた

めの努力に対し、国際協調の下で積極的な役割を果たしていくため、応分の協力として、安保理決議第1483号に基づき、イラク周辺国においてWFPをはじめとする国際連合の関係機関等が実施している人道的な国際救援活動のための物資等の輸送を行うこととし、同年7月4日、「イラク被災民救援国際平和協力業務の実施について」及び「イラク被災民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成15年政令第306号）」を閣議決定して、同月7日、イラク被災民救援国際平和協力隊を設置した。

ちなみに、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に基づき、我が国がWFPに対する協力を実施するのは、今回が初めてである。

なお、今回の輸送協力について、国際平和協力法に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件は満たされていた。具体的には、ヨルダン及びイタリアについては、同法第3条第2号に規定する紛争当事者に当たらなかったため、紛争当事者間の停戦合意はそもそも必要とされなかったほか、同号に規定する人道的な国際救援活動が行われることへの同意及び同法第6条第1項第2号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての同意がいずれも得られていた。

我が国は、以上の経緯をもって、自衛隊の部隊により、輸送分野における国際平和協力業務を実施するとともに、併せて連絡調整要員をヨルダンに派遣し、派遣先国政府その他の関係機関と自衛隊の部隊との間の連絡調整分野における国際平和協力業務を実施した。

2 イラク被災民救援国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

（1）輸送業務の概要

植田輝久1等空佐以下98名の航空自衛隊のイラク被災民救援空輸隊

(以下「空輸隊」という。)は、国際平和協力本部による研修を経て、本年7月10日に本邦を出発し、同月14日までに、90名がヨルダンの首都アンマンに、8名がイタリアのプリンディシにそれぞれ到着した。

空輸隊は、現地への展開後、所要の準備を経て、アンマンを拠点として、同月17日からC-130H型輸送機(以下「輸送機」という。)による空輸業務を開始した。輸送機は、同日午前、アンマンのマルカ国際空港から国際連合等の人道救援物資の備蓄倉庫が所在するプリンディシ空港に向けて飛び立ち、同日午後、プリンディシ空港に到着後、WFP等の関係機関がイラク被災民救援活動のために使用する食糧運搬用プラスチックパレット等約8トンの物資を積み込み、同日夜、マルカ国際空港に戻った。アンマンとプリンディシとの間は、約2,000キロの距離があり、輸送機での往復に約9時間を要することから、以降は、輸送機の運航をマルカ国際空港の運用時間に合わせるかたちで、1泊2日の行程により、プリンディシからアンマンまで食糧運搬用プラスチックパレット等の人道救援物資の空輸業務を実施した。

また、空輸隊は、同月30日から、WFPからの追加の依頼を受け、アンマンからプリンディシまで、穀物梱包用空袋の空輸業務を実施した。

空輸隊の要員は、イスラム教の安息日である金曜日を除き連日、業務に従事し、8月5日以降は、アンマンに予備機として待機させていた輸送機も運航させ、2機により空輸業務を実施し、同月12日までにWFPから要請された全ての人道救援物資の輸送を終了した。空輸隊は、同月14日以降、アンマン及びプリンディシを出発し、同月18日までに全員が無事本邦に帰国した。

空輸隊は、約1か月間で、プリンディシからアンマンまで計15便の運航で食糧運搬用プラスチックパレット等を約120トン、アンマンか

らプリンディシまで計5便の運航で穀物梱包用空袋を約20トン、計約140トンの人道救援物資を空輸したほか、プリンディシからアンマンまで国際連合職員1名の輸送も行った。また、空輸隊の要員は、連絡調整要員と連携しながら、定期的に現地WFP事務所と実施業務に関する調整等を行うなど、WFPとの緊密な連絡の維持に努めたほか、現地空港当局関係者等からの協力も得て、事故はもちろん、特に機材の大きな故障もなく、円滑に業務を実施した。

また、空輸隊による業務実施の支援のために、6名の航空自衛隊の運航支援要員が、本邦とヨルダンとの間の輸送機の経由地に先行して到着し、空港等での空輸隊の受入れに必要な業務を実施した。

(2) 連絡調整業務の概要

関係省庁(内閣府、防衛庁)から派遣された連絡調整要員は、国際平和協力本部による研修を経て、本年7月8日からアンマンにて業務を開始し、ヨルダン政府当局、WFP等と空輸隊との間の連絡調整業務に従事した後、8月18日までに全員が本邦に帰国した。

連絡調整要員は、空輸隊と緊密に協力しつつ、ヨルダン政府当局、WFP等とも積極的に接触して、空輸隊が輸送業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集に努めた。

3 まとめ

今回、我が国が実施した活動は、イラク周辺国において国際連合の関係機関等が実施している人道的な国際救援活動のための物資等の輸送を実施しているWFPへの協力として行ったものであり、我が国としてイラク被災民のための人道救援活動に大きく寄与することにより、国際平和のための努力に貢献することができたものと考えている。また、これまで我が国

が協力した人道的な国際救援活動は、いずれも、国際連合難民高等弁務官事務所（U N H C R）に対する協力であり、W F Pへの協力は今回が初めてであった。今般の国際平和協力業務を成功裏に終わらせることができたことは、我が国の国際貢献の幅を広げるものであったと考えている。

空輸隊にとって、今回与えられた任務そのものは、その能力をもってすれば十分対応可能であったが、慣れない国外にあって、さらに、酷暑の中、連日業務にあたらねばならなかったことを考慮すると、一定の期間において安定的に輸送業務を実施することは、日本国内での作業と比較して決して容易なものではなかったといえる。また、空輸隊の要員の正確かつ真摯な仕事ぶり、責任感の強さ、規律の厳正さは、W F Pのほか、ヨルダン及びイタリア政府関係者から高い評価を得た。なお、空輸業務の実施に際し、在ヨルダン日本国大使館の人員強化並びにヨルダン、イタリア及び国際連合本部（アメリカ合衆国）へ本件業務に係る外務省の職員を出張させたことも業務が円滑に進行した要因として重要であった。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施にかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

(参考)

